

宇都宮通房は北条一門の信頼が厚かったようで、永仁三年（一二九五）六月には、筑後国守護であることが『宇佐宮益永文書』で知りうる。また通房の子頼房も数年間、筑後国守護を務めた。

**鎮西引付衆** 永仁七年（一二九九）の鎮西評定衆、鎮西引付衆の中に、宇都宮通房の名が見えない。この**宇都宮頼房** ころには死去していたと思われる。もつとも、二番引付衆のなかに、薩摩六郎左衛門尉が

いる。これが宇都宮頼房ではないかと思われる。頼房は通房の六番目の子息で、紀井宇都宮氏惣領になったのではなからうか。『紀井宇都宮系図』には、太郎盛房、三郎経房、八郎道氏、九郎実景の名が知られるが四郎から七郎までが不明である。

## 第六節 鎮西探題と北条一門の進出

### 一 鎮西探題の成立

**鎮西探題の成** 蒙古使が来朝する直前の文永二年（一二六五）ごろ、国司の力が衰え、従来、国司が行つてきた宇佐宮の造営や神宝調進が、武士の抵抗によってできなくなったため、鎌倉幕府が**立経過と権限** 代わって、これらを執り行うことになった。

幕府は九州の代表的な御家人である少弐氏と大友氏に、守護管国を超えた六か国二島に及ぶ権限を与え、

異国警固についても、大友氏が少弐氏とともに、少弐氏管国である筑前・肥前の要害警固に当たり、大隅・薩摩にも、その権限が及ぶようになっていた。両氏は、警固場所の位置から、東方奉行・西方奉行といわれたようであるが、訴訟の調書を作成し、注進しても、裁決する権限はなかった。それが、霜月騒動のあと、平頼綱によって、異国警固番役を最優先するため、四人の奉行人に訴訟裁決権を付与する鎮西談議所を設置したことは先述したが、正応四年（二二九二）、この四奉行人の裁判に依怙（えこひ）鼻辰（ひなぢ）があるという訴えがあり、幕府は尾藤内左衛門入道と小野沢亮次郎入道を派遣して、その事実を調査報告させた。このことがあった二年后、大友・少弐両人に代わって、鎮西奉行の仕事を務めてきた北条為時（時定）が没したのを機に、六波羅探題であった若い北条兼時（のち関東評定衆）と名越時家（のち関東引付衆・同評定衆）を博多へ下向させ、六波羅探題の裁判権を分譲して、九州の訴訟処理を行わせ、異国防禦の指揮を命じた。これを鎮西探題という。この年、鎌倉では、内管領平頼綱一族が、執権貞時によって討滅させられる事件（平禅門の変）があり、兼時・時家も、間もなく鎌倉へ帰り、代わって、金沢実政→政顕→種時（ゆきとき）→随時（ひでとき）→英時と博多にあって専権をふるった。その間、永仁七年（二二九九）ごろには、鎮西評定衆と、三番からなる引付衆も置かれて、小幕府としての体裁を整えていった。

### 異国撃退の恩賞

この時期、幕府は異国撃退に協力した弱小の御家人や大寺社へ、一種の恩賞として、徳政令と神領興行令を出した。

神領興行のことは、安達泰盛の時代から何度も触れ出されたが、実行に移された様子はない。永仁六年（二二九八）には、朝廷から諭旨（りんじ）をもって神領興行がなされることになったが、やはり、これを実行する力が

第4編 中世（鎌倉・室町・安土桃山時代）

年・月・日	武士名	対象地との関係	出典
正安二(二二九)・八・二二	大和太郎左衛門入道親仏・山田太郎右衛門入道道円	下毛郡柑子木田畠劫田狼藉につき使節 庄入道善阿の相親上津野弥三郎康清	到津文書
一 一(三〇〇)・三・二三	薩摩次郎左衛門尉経房	下毛郡野仲郷全得・世永兩名を濫妨するも、敬神のため宇佐宮に返還す	永弘文書
一(三〇〇)・三・二三	別府太郎入道・陶山三郎	(上毛郡カ)守久・武安名を宇佐宮へ打渡す	永弘文書
正和(三三三)・三・二三	高並小次郎入道妙顯	下毛郡野仲郷千萬名四反を宇佐宮へ返付させらる	永弘文書
一 一(三三三)・二・二七	前大和守頼房	木原村稻重名三町余を宇佐宮へ返付させらる 展転知行の地	到津文書
二(三三三)・二・二〇	山田中内左衛門尉政盛	上毛郡黒土庄田地三反を宇佐宮に返付させらる	宮成文書
二	山田彦三郎政康	下毛郡四郎丸名田地一町二反宇佐宮へ返付させらる	益永文書
二	名見七郎入道	上毛郡多布郷慶丸名畠地、上津多布村古動名畠地等につき、參決せらる	永弘文書
二	深見右近五郎広政	宇佐郡向野郷田四反につき、使節	永弘文書
二	野仲次郎太郎道雄・妙法寺弥三郎入道円証	下毛郡麻生郷藍原屋敷二所を押領す	永弘文書
二	深水武藤三郎能氏	下毛郡野仲郷弁分三町二反	永弘文書
二	野仲道性房円空	下毛郡野仲郷内五反につき、使節	永弘文書
二	宇都宮頼房下人又三郎・九郎三郎男	上毛郡是吉名内田一反三〇代、屋敷二所宇佐宮に返付させらる	宮成文書
二	大和八郎信茂	三毛門大路田六反宇佐宮に返付させらる	宮成文書
二	山田八郎範房子息千世房丸	下毛郡久松名を宇佐宮へ返付させらる	小山田文書
二	高並常陸房行願	豊前国橋本村につき、卷岐四郎太郎入道明覺、使節をつとむ	時枝文書
二	八口孫三郎入道円智	(下毛郡)延入村原畠につき、久保六郎種榮、使節をつとむ	屋形米二郎文書
二	野仲原次郎道典	宇佐郡高家郷大根河免田七反三〇代を宇佐宮に返付せしむ	小山田文書
二	久保六郎種榮	下毛郡野仲郷得光名内五反につき、使節をつとむ	野仲文書
二	市尾平内兵衛尉光直曾孫光俊	宇佐郡野仲郷内五反につき、使節	野仲文書
二	小田原大藏左衛門入道崇忠	宇佐郡野仲郷内五反につき、使節	野仲文書
文保二(三三七)・二・二四	山田中内左衛門尉	下毛郡野仲郷内五反につき、使節	小山田文書
一	久保三郎種家↓六郎種俊↓六郎種榮	穴石郷黒水・吉武兩名の返付を訴えられるも、これを棄却せしむ	黒水文書
元応二(三三九)・八・一九	野仲次郎太郎	大家・野仲面郷内自見名并今水田地を宇佐宮へ返付せしむ、深見弥次郎・津布佐弥五郎、使節	北文書

なく、正和元年（一二三二）十月ごろ、鎌倉から明石盛行・齋藤重行・安富長嗣の三人を奉行として派遣し、強力に執行に当たった。

前ページの表は、豊前国に関係した興行史料である。

これらの法令は、富裕な御家人や凡下（げんげ）の人々へ甚大な犠牲を強いただけに、社会の矛盾を深め、鎌倉幕府に対する信用を大きく失墜（しうてい）させることになり、悪党といわれる反幕府的、反荘園領主的な行動をなす人々を増大させた。

## 二 北条一門の九州進出

### 北条氏一門の下向

蒙古襲来を機に、九州の御家人を指揮統率するために、北条氏一族が派遣された。建治元年（一二七五）、北条実政（十七歳、のち鎮西探題）や北条宗頼の下向、弘安五年（一

二八二）の北条時定（為時）の鎮西奉行着任によって、少弐・大友・島津氏が任命されていた前・中・後三国の守護職はしだいに北条氏の手に移り、各国の公領・荘園も、交通の要衝の地を北条氏によって掌握されていった。

豊前国も、北条一族の金沢氏に与えられ、その一族は、豊前国を拠点として、糸田氏・規矩氏を称し、隠然たる勢力を築いていった（第3図参照）。